

25農振第693号
平成25年8月9日

殿

農村振興局長

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）が平成25年6月14日に公布され、一部の規定を除き同日付けで施行されたところである。

この法律において農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）が別紙1のとおり改正されたことに伴い、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）の一部を別紙2のとおり改正することとしたので、了知の上、貴職から、このことについて貴局管内各県に通知するとともに、併せて、各県から各県管内各市町村に対し周知するよう通知願いたい。

また、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月12日閣議決定）において、「市町村の農用地利用計画に係る都道府県知事への協議（8条4項、13条4項）については、当該協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間の設定に関して、都道府県知事に通知する。」と決定されたところである。

各都道府県の標準的な処理期間を調査（本年6月1日現在）したところ、法定協議に係る標準的な処理期間については、15都道府県において7日から60日までの間で設定され、事前調整に係る標準的な処理期間については、5都道府県において14日から60日までの間で設定されている状況であった。

については、貴局管内において標準的な処理期間を定めていない県に対して、当該期間が設定されるよう貴職から助言願いたい。